

ID: 308

担当部署: 経済部 農務課 農村振興係

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	名寄市集落センター条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第169号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第8条 集落センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、名寄市集落センター条例施行規則第2条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用及び制限) 第2条 名寄市集落センター(以下「集落センター」という。)を次に掲げる事業を目的に利用しようとするもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に集落センター利用許可申請書(様式第1号)を提出し、許可を受けなければならない。 (1) 農業者の地域組織活動の育成助長と研修 (2) 老人クラブ、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長 (3) その他目的達成のために必要な事業 2 利用の許可を受けた利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸することはできない。 3 次に該当する場合は、利用を許可しない。 (1) 集落センターの設置目的に反するとき。 (2) 建物又はその附属物を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等) 第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。 2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日